

医療法人と出資持分（その2）

医療事業部より

平成 26 年 12 月

出資持分のある医療法人が、出資持分のない医療法人へ移行する方法の、それぞれの概要です。ここで紹介する方法は、要件が厳格に定められているものが多く、出資者や役員が近親者等に限定されている医療法人の場合は、組織変更を余儀なくされるため、実現可能性としては低いものと考えられます。

出資持分のない医療法人の移行モデル

出資持分のある 社 団 医 療 法 人	出資持分のない 医療法人へ移行	特定医療法人へ	租税特別措置法第67条の2第1項に規定する特定の医療法人 一定の要件を満たす必要あり
		社会医療法人へ	都道府県知事の認定を受けたもの 認定要件を満たす必要あり
		一般の出資持分の定 めのない医療法人へ	贈与税を払って出資持分のない医療法人へ移行
			一定要件を満たし、贈与税課税なく 出資持分のない医療法人へ移行
	基金制度を採用した 医療法人へ		
	出資持分のない 医療法人との合併		
出資持分のある 医療法人のまま	現状のまま	資金的な準備が必要 請求権の行使についての準備等が必要	
	出資額限度法人へ	定款変更及び みなし贈与課税を受けないための一定要件あり	

特定医療法人への移行

特定医療法人とは、租税特別措置法第 67 条の 2 にもとづき、財団医療法人又は社団医療法人で持分の定めがないもののうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき、国税庁長官の承認を受けた法人をいいます。

特定医療法人になるためには一定の承認基準を充たしている医療法人が主務官庁である都道府県知事に定款変更許可をうけ、所轄国税局に承認申請書類を提出して国税庁長官の承認を受ける手続が必要となります。施設基準、組織運営基準、業務運営基準を満たす必要があります。

特定医療法人として承認された場合には、法人税において軽減税率が適用されるなどのメリットもあります。

社会医療法人への移行

社会医療法人とは、救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う医療法人を、社会医療法人として認定し、継続して良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るために創設されました（医療法第42条の2）。

社会医療法人は、一定の収益事業を行うことも可能とされ、病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる非収益事業及び本来業務の医療保健業については法人税を非課税とし、直接救急医療等確保事業等の業務の用に供する固定資産の不動産取得税、固定資産税及び都市計画税についても非課税とされます。従って、社会医療法人では、その公益性が強く、以下のような制限、要件等が求められます。

- ・ 同一親族等関係者の制限
- ・ 救急医療等確保事業に係る業務の実施と基準
- ・ 公的な運営に関する要件
- ・ 解散時の残余財産の帰属先の制限
- ・ その他理事会機能の充実

基金制度を採用した医療法人への移行

基金制度を採用した医療法人とは、出資持分のない医療法人で、基金の拠出を受けて運営される医療法人のことをいいます。

出資持分のある医療法人が、基金制度を採用した医療法人へ移行する場合、出資持分のない医療法人への移行が前提となるため、出資持分のない医療法人への移行と同様の贈与税の課税問題が生じます。

したがって ①単に定款変更だけ行い贈与税を支払って移行する方法と、②一定の要件を満たすことで贈与税の課税なく移行できる方法があります。いずれの方法を採用するにしても、基金制度を採用する場合には、基金制度について新たに定款に定める必要があります。

贈与税を払って出資持分のない医療法人へ移行する場合

相続税評価額を基礎に贈与税を算出します。

贈与税課税なく移行する場合

一定要件を満たすと出資持分の無い医療法人へ移行することができます。小規模な医療法人では、役員等の総数について要件を満たさないケースが想定されます。

- ・ 相続税又は贈与税の負担が不当に減少されない
- ・ 医療法人の運営組織が適正であること
- ・ 同族親族等関係者が役員等の総数の3分の1以下であること
- ・ 医療法人関係者に対する特別利益供与が禁止されていること
- ・ 残余財産の帰属先が国、地方公共団体、公益法人等に限定されていること
- ・ 法令違反等の事実がないこと

出資持分のない医療法人との合併

合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能であり、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできません（医療法第57条第1項及び第2項）。合併にあたり、存続する法人は、出資持分のない医療法人となります。

出資持分のある医療法人を存続法人にするには、合併申請の際に、出資持分のない医療法人への移行を済ませておかなければなりません。

社会医療法人との合併であれば、合併後において、被合併法人の医療機関も社会医療法人の要件を満たす必要があります。合併後においても、各都道府県で1つ以上の救急医療等確保事業を整備するなどの要件を満たさなければなりません。

特定医療法人との合併においても、承認の基準を満たす必要があります。

出資持分のない医療法人や基金制度を採用した医療法人との合併においても、特別な利益の供与の事実のないこと、帳簿等に仮装隠ぺいの事実のないことが求められます。そうした要件を満たさない場合には、被合併法人への含み益への課税や、法人全体に対する贈与税課税が起きる場合があります。

合併は、被合併法人の権利義務を承継します。具体的には、補助金にて整備した設備について存続法人に承継されますから、返還義務は負いません。また、病院の病床許可等もそのまま承継されます。さらには、医療過誤による訴訟がある場合には、それらも承継されます。